

議員報酬、期末手当の改正手法について

長久手市議会基本条例に次のように定められています。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬との比較、市民及び学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

【解説】 解説

議員報酬は、地方自治法第203条第1項及び第4項により条例で定めなければならないと規定されています。本市では、「長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で議員報酬が定められています。

本条例では、議員報酬を改正する場合は、社会経済情勢及び市の財政状況、類似団体等の調査比較、市民や有識者からの意見聴取などによる検討を行い客観的な判断に基づき提案しなければならないと定めています。

また、「長久手市特別職報酬等審議会条例」に基づき、市長へ長久手市特別職報酬等審議会の開催を要請することもできます。

よって提案する仕組みを検討する必要がある。

本来なら、議会において予算を含め「条例」、「規約」を整備し、審議会を設置するのがよいが、委員の公正公平な選考、情報収集等、まだその体制が整わないこと、議会運営委員会の議論では、長久手市特別職報酬等審議会（以下「報酬審」という。）で審議していただくのが現実的との判断であったので、次のとおりとする。

スケジュール

1. 例年毎年8月頃に人事院勧告が発表される。
2. 8～10月 議会として客観的判断を求めるために、議会運営委員会にて、報酬審に議員報酬の額及び期末手当の率について市長へ諮問を依頼するかを決定する。(毎年、諮問を依頼するか否かは議会ですら議論する。)
3. 諮問することとなった場合は、諮問するため報酬審の開催と議員報酬の額及び期末手当の率を示して、議長名で市長に諮問の依頼をする。
4. 報酬審の委員の人選は、執行部にお任せする。公募委員は募集期間に余裕を持って決定していただくため諮問の依頼は10月末を目安とする。
(なお、必要があれば議会として、委員の推薦はできるものとするが、委員の決定権はあくまで執行部側にあるものとする。)
5. 報酬審の開催時期は、例年どおりとする。(1月下旬から2月上旬に開かれることが多い。)
6. 報酬審の答申は、市長から議会にそのまま示されるように配慮願う。(執行部意見は付さない。)
7. 報酬審答申は尊重するものとし、その意見を基に議会運営委員会にて議案を提案するものとする。
8. 提案時期は、例年どおり第1回定例会とする。